

仮保護期間における損害賠償額の認定 ～中国において仮保護期間の侵害行為に対し損害賠償が 認められた事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第71回）

日本電産（東莞）有限公司
上訴人（一審被告）

LG Innotek有限公司
被上訴人（一審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国においても日本と同じく仮保護期間における侵害行為に対し補償金請求権が認められている。中国では仮保護期間を臨時保護期といい、臨時保護期の損害賠償額に関し、専利法第13条にて以下の通り規定している。

専利法第13条

発明特許出願の公開後、出願人はその発明を実施している機関又は組織又は個人に対して、適当な費用の支払いを請求することができる。

本事件では文言解釈について争点となったほか、臨時保護期における損害賠償額の認定が争点となった。北京市高級人民法院は特許権侵害を認め、特許後の損害賠償額約120万元（約1920万円）に加え、臨時保護期の損害賠償としてそれ以上の約242万元（約3872万円）を認める判決をなした¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

LG Innotek有限公司（原告）は、主軸モータと称する発明特許ZL201110369508.5（以下、508特許という）を所有している。508特許は2011年11月18日に出版され2014年7月2日に登録された。争点となった請求項1は以下の通りである。なお、番号は筆者において付した。

1 北京市高級人民法院2018年6月11日判決（2017）京民終55号